|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案 | 現　　　　　行 |
| （略）  （補助金の交付の申請）  第４条  補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助  金交付申請書を１部知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納税義務がない場合にあっては、別記第２号様式による申立書）を併せて提出しなければならない。  （略）  第７条  補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該  当する場合は、事前に別記第３号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を１部知事に提出して、その承認を受けなければならない。  （略）  第８条  補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第４号様式による  概算払請求書を１部知事に提出しなければならない。  （略）  第10条  補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した  日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第５号様式による実績報告書を１部知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。  （略）  ３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、  第１項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助  金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の規定によ  り減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）  を別記第６号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報  告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。  （略）  附則  この要綱は、令和７年４月１日から施行する。  別表（第３条関係）  ４　補助対象経費  （１）新規就農促進事業及び（２）規模拡大促進事業  建築確認を伴わない１棟当たり200㎡以下の鶏舎建築に係る経費（工事請負等によ  る場合を含む。ただし、200㎡以下であっても、建築確認を要する市街化区域及び  市街化調整区域内の鶏舎については補助対象としない。）  （略）  別記  第１号様式（第４条関係）  （略）  （４）県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納付義務がない場合は、そのことの申立書（第２号様式））  （略）  第２号様式（第４条関係）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　第　　　　　　号  令和　年　月　日  高知県知事　　　　　　　様  所在地  名称  代表者職・氏名（自署）  高知県税の納税義務がない旨の申立書  高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり申し立てます。  記  高知県に納付すべき高知県税の納税義務はありません。  （略）  第３号様式（第７条関係）  （略）  第４号様式（第８条関係）  (略)  第５号様式（第10条関係）  （略）  第６号様式（第10条関係） | （略）  （補助金の交付の申請）  第４条  補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助  金交付申請書を１部知事に提出しなければならない。      （略）  第７条  補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該  当する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を１  部知事に提出して、その承認を受けなければならない。  （略）  第８条  補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第３号様式による  概算払請求書を１部知事に提出しなければならない。  （略）  第10条  補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した  日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第４号様式による実績報告書を１部知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。  （略）  ３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第１項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第５号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。  （略）  [新設]  別表（第３条関係）  ４　補助対象経費  （１）新規就農促進事業及び（２）規模拡大促進事業  建築確認を伴わない１棟当たり500㎡以下の鶏舎建築に係る経費（工事請負等によ  る場合を含む。ただし、500㎡以下であっても、建築確認を要する市街化区域及び  市街化調整区域内の鶏舎については補助対象としない。）  （略）  別記  第１号様式（第４条関係）  （略）  （４）県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納付義務がない場合はその旨の申立書）  （略）  [新設]  （略）  第２号様式（第７条関係）  （略）  第３号様式（第８条関係）  (略)  第４号様式（第10条関係）  （略）  第６号様式（第10条関係） |